平成２８年（フ）第３１６号
川崎市川崎区大島１丁目１番６号　ソフィア川崎　107
債務者　山田　和一
1　決定年月日時　平成28年７月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第３１７号
川崎市高津区久末1600番地　市営住宅　12―303
債務者　時松　英三
1　決定年月日時　平成28年７月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第３３０号
川崎市高津区下作延６丁目４番11号　サンフォーリア　202
債務者　小川　　薫
1　決定年月日時　平成28年７月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第３３５号
川崎市宮前区宮前平２丁目５番地12　コパーズアプト宮前平　103、前住所川崎市中原区下小田中３丁目２番27―303号
債務者　土田　栄司
1　決定年月日時　平成28年７月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第３４４号
川崎市川崎区殿町１－４－10―307号室、住民票上の住所東京都品川区勝島１丁目９番11号
債務者　川合　忠博
1　決定年月日時　平成28年７月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第１１２号
岡山県都窪郡早島町早島2093番地１　グリーンコート203号
債務者　杉原　明徳
1　決定年月日時　平成28年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２８年（フ）第８７号
高知市鴨部1060番地１　サーパス鴨部第２―806
債務者　山本　寛郎
1　決定年月日時　平成28年７月20日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１４２号
高知市神田23番地１　県住船岡１―104号
債務者　長野　正道
1　決定年月日時　平成28年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１０６４号
札幌市西区二十四軒１条２丁目２番11―203号
債務者　藤本のぶ子
1　決定年月日時　平成28年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１０６９号
札幌市北区新琴似６条13丁目３番20号　レインボーハイツ新琴似205号
債務者　稲荷山　龍
1　決定年月日時　平成28年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１０９５号
札幌市東区伏古２条３丁目２番１―408号
債務者　工藤　恭代
1　決定年月日時　平成28年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１１０７号
札幌市東区北28条東16丁目４番17―506号
債務者　田中　美紀
1　決定年月日時　平成28年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１１１８号
札幌市西区八軒８条西１丁目２番１号　村瀬マンション　２Ａ号
債務者　佐藤　江美
1　決定年月日時　平成28年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１１３６号
札幌市東区北15条東６丁目４番65―207号
債務者　石川寿美子
1　決定年月日時　平成28年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１２１号
盛岡市三本柳５地割３番地２　セラフィックハイツぽぷら2013号
債務者　福田　彩夏
1　決定年月日時　平成28年７月19日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第１３９号
岩手県紫波郡矢巾町大字高田第14地割15番地
債務者　川原　壮一（旧姓吉田）
1　決定年月日時　平成28年７月19日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
盛岡地方裁判所第２民事部